

電波法令集、電波法令集 CD-ROM 版（令和 4 年 6 月 10 日現在）、学習用（令和 4 年版）電波法令集（抄）におきまして、以下のとおり誤りがありました。お詫びし訂正いたします。

●無線設備規則 第 14 条第 1 項中の表

※電波法令集、電波法令集 CD-ROM 版：9 0 2 の 5 ページ（追 60）～9 0 2 の 6 ページ（追 60）

※学習用電波法令集（抄）：4 5 6 ページ～4 5 7 ページ

送 信 設 備		許 容 偏 差	
		上限（パーセント）	下限（パーセント）
略	略	略	略
十六 シングルキャリア 周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備及びローカル 5 G の無線局の送信設備	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であって、空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）があるもの	(誤) 八七 (正) 一〇〇	五〇
	略	略	略
	略	略	略
	略	略	略
	略	略	略
	略	略	略
	第四十九条の六の十三において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	(誤) 一〇〇 (正) 八七	七九

●無線設備規則 第 49 条の 6 の 13 第 3 号

※電波法令集、電波法令集 CD-ROM 版：9 9 6 の 2 ページ（追 61）上段右から 1 行目

※学習用電波法令集（抄）：5 6 8 ページ下段右から 1 0 行目

(誤) 陸上移動局の無線設備は、**第二号**に規定する条件のほか、

(正) 陸上移動局の無線設備は、**前二号**に規定する条件のほか、